

リユースハンドブック改訂のお知らせ

2018年4月25日に古物営業法の一部を改正する法律が公布されました。同改正は、施行日が2段階に分かれており、一段階目は2018年10月24日に施行され、「営業制限の見直し」、「簡易取消しの新設」、「欠格事由の追加」等が追加されました。

リユースハンドブックは、2018年10月24日に施行された「古物営業法の一部を改正する法律（改正施行1段階目）」に対応し、内容の改定を行い、改訂3版が2019年7月26日に発行されました。改訂前のハンドブックとの主な変更点を以下に記載いたします。

2019年10月 一般社団法人 日本リユース業協会

「古物営業法の一部改正」に伴う改訂内容

【改正された内容】

- 営業制限の見直し
- 簡易取消しの新設
- 欠格事由の追加
- 非対面取引における本人確認のための措置の追加

営業制限の見直し

改正前は、古物商は営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受け等のための古物商以外の者から古物を受け取りことはできませんでした。改正後は、事前に公安委員会へ日時・場所の届出をすれば、仮設店舗(露店)における古物の引取りが可能となります。

簡易取消しの新設

改正前は、許可を取り消すためには、古物商が3ヶ月以上所在不明であること等を公安委員会が立証し、聴聞を実施する必要がありました。改正後は、古物商等の所在が確知できない等の場合、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができるようになります。

欠格事由の追加

改正前は、禁固以上の刑(執行猶予者含む)や一部の財産犯の罰金刑に係る前科を有すること等を欠格事由としていました。改正後は暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者(刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して5年を経過しない者)についても許可の欠格事由として追加されます。

□ 非対面取引における本人確認のための措置の追加

下記、5つの方法が追加されました。

- (1) 異なる本人確認書類のコピー2点(例:運転免許証及び健康保険証)
又は本人確認書類のコピー+公共料金領収書等(の写し)
売主 ← 古物商
配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便
- (2) 本人確認書類(運転免許証等)の画像
売主 ← 古物商
配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便
- (3) 本人確認書類(運転免許証等)のICチップ情報(住所、氏名等)
売主 ← 古物商
配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便
- (4) 売主の容貌の画像+本人確認書類(写真付き)
(リアルタイムのビデオ通話による確認を含む)
売主 ← 古物商
- (5) 売主の容貌の画像+本人確認書類のICチップ情報(写真含む)
売主 ← 古物商

※「営業制限の見直し」「簡易取消しの新設」「欠格事由の追加」「非対面取引における本人確認のための措置の追加」は、公布の日(2018年4月25日)から6月を超えない範囲内、「許可単位の見直し」は、公布の日から2年を超えない範囲内でそれぞれ施行されます。